

高畠町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年7月
高畠町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条第1項の規定に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号）に即して策定するものです。

高島町教育振興基本計画で掲げる「自他のいのちを尊重し、温かい心で共生社会をつくる人間の育成」の実現には、教育職員が心身ともに健康で教育活動に専念できる環境の整備が不可欠です。

本計画では、教育職員の時間外在校等時間、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、業務の効率化と適正化を図り、高島町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を支える教育環境の整備を進めていきます。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年7月に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する指針として、県教育委員会から示された「教育職員の業務量の適正な管理等に関する規則」を踏まえ、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできたところです。

こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりです。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月45時間を上回る割合		月80時間を上回る割合	
	小学校	中学校	小学校	中学校
上半期	14.3%	55.9%	0%	2.4%
下半期	9.8%	35.8%		

時間外在校等時間が月45時間を上回る割合は、小学校約1割に対して、中学校が約5割弱と多くなっており、依然として45時間を超える教育職員が一定数存在しています。中学校は、部活動の指導等の業務負担が大きくなっており、部活動指導員等の外部指導者の活用を図ることによって、長時間勤務という働き方を改革し、質の高い学校づくり、教育職員が豊かな生き方をしていくためにも必要な時間的余裕を創出することが必要です。

こうしたことを踏まえて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づいて、本計画を策定するものです。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の教育職員の割合を 1 0 0 % にします。
- ・ 教育職員の 1 年間時間外在校等時間を 3 6 0 時間以下にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 1 5 日以上にします。

【令和 6 年度 1 3 日】

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5 % まで減少させます。

【令和 6 年度 6 . 7 %】

3 計画の期間

令和 8 年度～ 1 1 年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ P T A や交通安全協会、地域ボランティア等による見守り活動を推進します。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導され時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、子どもの身体・生命に対する侵害等の危険が予見される場合を除き、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・ 補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の対応

- ・ 県で実施しているスクールロイヤー制度の積極的な活用を促します。
- ・ 勤務時間外は留守番電話を設定し、教育職員による対応は原則行わないこととします。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査し、教育委員会で把握可能なものは学校へ発出しないなど学校の事務負担を軽減します。
- ・教員業務支援員等を配置し、調査回答の入力・集約の負担を軽減します。
- 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - ・学校が保護者へ配布する広報資料については、保護者連絡ツールの活用により、事務負担の軽減を図ります。
- 部活動
 - ・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに部活指導員の配置拡充等を進めます。
- ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
 - 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・校務支援システムの機能を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。
 - 学校行事の準備・運営
 - ・関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進します。
 - 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を配置し、専門的な知見を活用しつつ効果的に学校の支援を進めます。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校第4学年以上は年間で1086時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・管理職は、把握した教育職員の勤務状況を踏まえ、一部の教育職員に業務が集中しないように業務の平準化・効率化を図ります。
- ・時間外の一定時刻以降の電話には、留守番電話等での対応を行います。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指

導を勧奨します。

- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・長期休業等の期間中に3日間の一斉閉校期間の設定を行います。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取り組みの着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会定例会や総合教育会議にて報告することとします。
- (2) 教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指して、当該学校に対する個別の指導・助言を行います。
- (3) 各学校における働き方改革の取り組みが進むよう各学校へ本計画を周知し、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。
- (4) 各学校において、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等を踏まえつつ、本計画に基づき教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施します。